# NPO 法人運営カレンダー

### 事業年度終了後

※( )内は3月末決算の場合の例 ☆は必要に応じて

時期*	届出先等	期限	事務作業	備考
事業年度 終 了 後 1ヶ月以内 (4月)	_	理事会開催までに	前年度の事業報告書等を作成する	
	_		理事会・監査の日時を確定・連絡する	
	_		総会の日時・場所・議題を確定する	
	_	総会議案書作成までに	監査を行う	
	_		☆役員の予選を行う	☆役員の選出が理事会の権 能である場合
	-		☆理事長/代表理事・副理事長/副代表 理事の互選を行う	☆役員の選出が理事会の権 能であり、かつ今期役員任 期と次期役員任期の理事構 成に変更がない場合
	1	総会議案書作成までに	理事会を開催し総会で必要な事項を検討する	
	1	総会招集通知発送までに	総会議案書を作成する	
事業年度 終了後 2ヶ月以内 (5月)	-	定款で定めた期限までに (NPO 法では最低 5 日前までに) 会員へ総会の招集通知を行う	会員へ総会の招集通知を行う	
	税務署	事業年度終了後 2 ヶ月以内	☆法人税を申告する	☆法人税法上の収益事業を 行っている場合
	県税事務所 市役所 町役場 村役場	事業年度終了後 2 ヶ月以内	☆法人県民税・法人事業税・特別法人事 業税・法人市民税を申告する	☆法人税法上の収益事業を 行っている場合
	税務署	事業年度終了後 2 ヶ月以内	☆消費税を申告する	☆前々事業年度の課税対象 売上が 1,000 万円を超え た場合
事業年度 終 了 後 3ヶ月以内 (6月)	-		☆理事長/代表理事・副理事長/副代表 理事の互選を行う	☆役員の選出が理事会の権 能であり、かつ今期役員任 期と次期役員任期の理事構 成に変更がある場合
	_	総会開始前まで	総会定足数を確認する (出席・書面表決・委任)	
	_	事業年度終了後 3 ヶ月以内	総会を開催する	
	所轄庁	事業年度終了後 3 ヶ月以内	事業報告等を提出する	
	所轄庁	遅延なく行う (変更の効力発揮から2週間以内を目安 とする)	役員変更届を提出する	
	法務局	変更の効力発揮から 2 週間以内	☆理事の変更登記を行う	☆代表権を有する理事の登 記事項に変更があった場合
	法務局	登記から 1 週間後	履歴事項全部証明書を取得する	
	_		備置き資料ファイルに事業報告書等・ 履歴事項全部証明書を追加する	

### 月固定

#### ☆は必要に応じて

時 期	届出先等	期限	事務作業	備考
毎月	税務署	支払月の翌月 10 日まで	給与・報酬等の源泉所得税を納付する	
	市役所 町役場 村役場	支払月の翌月 10 日まで	☆職員の住民税を納付する	☆特別徴収を選択した場合
	年金事務所	毎月末まで	社会保険料を納付する	
1月	税務署	1月20日まで	☆ 7 ~ 12 月の給与・報酬等の源泉所 得税を納付する	☆納期の特例(年2回) を選択した場合
	税務署	1月31日まで	給与所得の源泉徴収票を本人に渡す 報酬等の支払調書を本人に渡す 法定調書合計表を提出する	給与の支払金額が500万円 (職員)、150万円(役員)を 超える場合は税務署にも提出 報酬の支払金額が5万円を超 える場合は税務署にも提出
	市役所 町役場 村役場	1月31日まで	給与支払報告書を提出する	
			☆償却資産税申告を行う	☆1月1日時点で対象とな る資産を所有している場合
4月	県税事務所 市役所 町役場 村役場		☆法人住民税の均等割の減免申請を行う	☆法人税法上の収益事業を 行っていない場合
6月	労基署	6月1日から7月10日まで	労働保険料の納付を行う	
7月	年金事務所	7月1日から10日まで	社会保険料の算定基礎届を提出する	
	税務署	7月10日まで	☆1~6月の給与・報酬等の源泉所得 税を納付する	☆納期の特例(年2回) を選択した場合
11月	税務署		給与所得者の扶養控除申告書等を職員 から集めて事務所に保管する	
12月	税務署		年末調整の計算を行い、必要に応じて 還付/追加徴収を行う	

## 雇用·退職時

#### ☆は必要に応じて

時期	届出先等	期限	事務作業	備考
採用時	-	採用前までに	雇用契約書・労働条件通知書・就業規 則を本人と取り交わしまたは通知する	
		保険等手続きを行う前までに	本人のマイナンバーを収集する	
	ハローワーク	採用の翌月 10 日までに	雇用保険被保険者資格取得届を提出する	
	年金事務所	採用から 5 日以内に	社会保険被保険者資格取得届を提出する	
	-	退職時までに	本人から健康保険証を回収する	
			保管していた雇用保険被保険者証、年 金手帳を本人に渡す	
	ハローワーク	退職から 10 日以内に	雇用保険被保険者資格喪失届を提出する	
退職時			☆雇用保険被保険者離職証明書を提出する	☆本人が離職票の発行を希 望する場合
	年金事務所	退職から5日以内に	社会保険被保険者資格取得届を提出する (健康保険証を添付する)	
	市区町村 税事務所	退職の翌月 10 日までに	☆給与支払報告に係る給与所得異動届 を提出する	☆住民税の特別徴収を行っ ていた場合
	_	退職から1ヶ月以内に	源泉徴収票を作成し、本人へ送付する	